

## 議案第 75 号

### 賃貸借契約解約に伴う違約金の額の決定について（追認）

賃貸借契約解約に伴う違約金の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

#### 1 事業の概要

割愛職員の宿舍の退去に伴い、物件の賃貸借契約を解約するに当たり、当該契約は、法人契約の 1 年契約で 5% の割引が適用されており、契約期間の 1 年以内で退去する場合は、毎月割り引いた差額分を違約金として支払う契約となっていた。

当該賃貸借契約の違約金の支払については、賃料を 1 年分前金払していることから、違約金相当額を前払い済みの賃料から差し引くものとした。

この違約金の支払手続については、本来であれば、議会の議決後に支払手続を行うべきところ、相手方の返金が予定よりも早まったため、結果として議会の議決を経ずに違約金の支払が行われたものである。

#### 2 相 手 方

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号 ホテルピースランド石垣島 2F

株式会社ピース企画

代表取締役 平安 秀昭

#### 3 契約の解約日

令和 7 年 8 月 31 日

#### 4 違約金の額

19,500 円

令和 7 年 9 月 22 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

#### 理 由

地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づく議会の議決を経ずに行われた賃貸借契約解約に伴う違約金の額の決定について、追認議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。